

## II. 履 修 要 項

### 1. 教育課程

#### (1) 教育課程の概要

大学院体育学研究科3年制博士課程大学体育スポーツ高度化共同専攻においては、「実践的教育能力育成科目」「実践的研究能力育成科目」「博士論文研究能力育成科目」「高度指導者教養育成科目」により教育課程を編成している。

#### (2) 修業年限および在学年限

大学院体育学研究科3年制博士課程大学体育スポーツ高度化共同専攻の標準修業年限は3年とする。

ただし、職業を持っている等の理由で長期履修を許可された者を除く。

また、6年を超えて在学することはできない。

なお、休学期間は、修業年限および在学年限には算入されない。

#### (3) 授業科目の区分および内容

授業科目は、共同専攻の趣旨・目的にそった教育研究を行うため、次のとおりに区分して開設する。

授業科目の区分		内 容
専 門 科 目	実践的教育能力育成科目	大学体育や大学スポーツを先導する確かな専門的知識と実技教育能力を身につける。
	実践的研究能力育成科目	大学体育スポーツ現場の実践知を探求し、その研究成果を教育へと循環させることができる実践的研究能力を身につける。
	博士論文研究能力育成科目	実践的研究論文や博士論文研究計画書の作成力やプレゼンテーション力、高度大学体育スポーツ指導者として求められる実践的教育力を身につける。 QE (=Qualifying Examination: 博士論文研究能力審査) 合格者に「博士論文課題演習Ⅱ」の単位を与える。
専 門 基 礎 科 目	高度指導者教養育成科目	大学体育や大学スポーツを先導する高度指導者に必要な教養を身につける。

#### (4) 授業科目および単位等

開設授業科目、単位および授業担当教員等は、「令和8年度大学体育スポーツ高度化共同専攻開設授業科目および授業担当教員一覧」のとおりである。また、授業内容（シラバス）については、公式ホームページを参照すること。

### (5) 教育上主要と求める授業科目

大学体育スポーツ高度化共同専攻において、教育上主要と認める授業科目は、開設授業科目のうち必修科目とする。

### (6) 学期および授業期間

学年を次の2つの学期に区分し、各授業科目は学期ごとに完結するよう開講されている。

学 期	期 間
前 期	4月1日～9月30日
後 期	10月1日～3月31日

### (7) 授業時間

授業時間の区分は、次のとおりである。

なお、下記時間の他に、授業担当教員および指導教員の指示する時間帯に授業を行うこともある。

#### 鹿屋体育大学での時間帯

時 限	開 始 時 間	～	終 了 時 間
第1時限	8時30分	～	10時00分
第2時限	10時10分	～	11時40分
第3時限	12時40分	～	14時10分
第4時限	14時20分	～	15時50分
第5時限	16時00分	～	17時30分

#### 筑波大学での時間帯

時 限	開 始 時 間	～	終 了 時 間
第1時限	8時40分	～	9時55分
第2時限	10時10分	～	11時25分
第3時限	12時15分	～	13時30分
第4時限	13時45分	～	15時00分
第5時限	15時15分	～	16時30分
第6時限	16時45分	～	18時00分

※ 大学院設置基準第14条に定める「教育方法の特例」により授業開講の申し出があった場合には、授業担当教員との打合せにより、6時限、7時限、特定の曜日（土・日等）および夏期・冬期休業期間に授業を行うこともある。

### (8) 授業の方法

授業の方法は、講義、演習の方法で行う。

## (9) 単位および履修時間

単位の計算方法は、本学では次の基準による。

1) 鹿屋体育大学開設授業科目の授業時間は1コマ90分をもって2時間とみなす。

1単位の修得には、45時間の学修を必要とする。

・講義および演習については、15時間の授業（試験は含まない）と30時間の自主学習の合計45時間をもって1単位とする。

1単位＝【1コマ（2時間）×7.5回\*＝15時間】＋【自主学習30時間】

2単位＝【1コマ（2時間）×15回＝30時間】＋【自主学習60時間】

\*実際の授業回数は試験を含み、8回とする。

2) 筑波大学開設授業科目の授業時間は1コマ75分をもって1.5時間とみなす。

1単位の修得には、45時間の学修を必要とする。

・講義および演習については、15時間の授業（試験は含まない）と30時間の自主学習の合計45時間をもって1単位とする。

1単位＝【1コマ（1.5時間）×10回＝15時間】＋【自主学習30時間】

2単位＝【1コマ（1.5時間）×20回＝30時間】＋【自主学習60時間】

## (10) 授業時間割

授業時間割は、年度当初に定め、掲示等により周知する。

## (11) 長期履修学生制度について

本学研究科には、長期履修学生制度があり、これは、職業を有している等の事情により、標準修業年限（3年）で修了することが困難な大学院生が、標準修業年限を超えて一定の期間（4年、5年又は6年）にわたり、計画的に教育課程を履修し課程を修了することをあらかじめ申請し、審査の上、許可されるものである。

なお、長期履修学生の授業料年額は、一般学生が標準修業年限（3年）在学した場合の授業料総額を長期履修学生として許可された修業年数（4年、5年又は6年）で分割した額となる。

ただし、許可された就業年数を超えて留年した場合は、留年分の授業料は一般学生と同額となる。

また、一般学生と同様に在学中に授業料が改定される場合がある。

申請手続期間：原則として、入学手続時又は、入学後1年以内とする。

ただし、やむを得ない事情により入学後1年を超えて長期履修が必要となった場合は、研究科教務委員会で審議のうえ、学長が認めた場合は許可されることがある。

なお、入学後（在学中）の申請は、収容定員を超えている場合には、許されないことがある。

## (12) アクセシビリティ

鹿屋体育大学では、全ての学生が平等に教育を受ける機会を確保するため、修学の妨げと成り得る社会的障壁の除去及び合理的配慮の提供に取り組んでいます。授業における合理的配慮等のサポートについては、「学生支援室」にご相談ください。

学生支援室 連絡先

(TEL) 0994-46-4881

(E-Mail) g-support@nifs-k.ac.jp

## 2. 履修方法および手続き

### (1) 指導教員および副指導教員（1年次）

学生は、まず入学試験に際して提出した「研究テーマ」および「研究計画」に基づき、研究指導担当教員に指導教員となることの依頼をする。次に、学生は指導教員と十分に相談の上、研究科担当教員に副指導教員（2名）となることの依頼をする。その上で、学生は、了承を得て「指導教員・副指導教員願」を別に定める日（学年暦で定める日）までに、教務課担当係へ提出すること。

なお、副指導教員の決定に際しては、担当教員名簿及び研究領域等一覧を参照すること。（副指導教員を担当できるのは担当教員名簿の「研究指導担当教員」及び「授業担当教員」の一覧に記載の者である。）

### (2) 論文主題・研究計画書の提出（1年次）

指導教員と副指導教員が決定したら、「論文主題・研究計画書」（博士論文の主題の決定と研究計画書の作成）を指導教員および副指導教員と相談の上、別に定める日（学年暦で定める日）までに、教務課担当係へ提出すること。

※「鹿屋体育大学大学院体育学研究科履修規程第14条」参照

### (3) 博士論文作成計画書の提出（2・3年次）

「博士論文課題演習Ⅰ」「博士論文課題演習Ⅱ」によって指導教員および副指導教員と検討した研究テーマを解明するため、「博士論文作成計画書」を指導教員および副指導教員と相談の上、別に定める日（学年暦で定める日）までに、教務課担当係へ提出すること。

また、3年次において博士論文等に変更が生じた場合、再度提出することが出来る。

※「鹿屋体育大学大学院体育学研究科履修規程第14条」参照

※具体的な日程については、「令和8年度学年暦」を参照すること。

#### (4) 履修方法

授業科目の履修にあたっては、指導教員の指導を十分に受け、「令和7年度開設授業科目」および「授業担当教員一覧」および別途配付の時間割を参照の上、各年次の研究内容等に沿った履修計画を立てること。

なお、課程修了に必要な最低修得単位数は14単位とし、かつ、以下の要件を満たすこと。

##### 【履修方法・修了要件】

科目区分	科目群	条件又は科目名等	修得単位数
専門科目	実践的教育 能力育成科目	必修 大学体育論 (1単位)	1
		選択必修 大学体育授業演習Ⅰ (2単位) 選択必修 大学体育授業演習Ⅱ (2単位) 選択必修 大学体育授業演習Ⅲ (2単位) 選択必修 体育スポーツ実践的指導演習 (2単位)	2~
		必修 体育スポーツ実践的研究方法論 (1単位)	1
		選択必修 体育スポーツ実践的研究演習Ⅰ (2単位) 選択必修 体育スポーツ実践的研究演習Ⅱ (2単位) 選択必修 体育スポーツ実践的研究演習Ⅲ (2単位) 選択必修 大学体育研究演習 (2単位) 選択必修 大学スポーツマネジメント演習Ⅰ (2単位) 選択必修 大学スポーツマネジメント演習Ⅱ (2単位) 選択必修 大学スポーツマネジメント演習Ⅲ (2単位)	2~
	博士論文研究 能力育成科目	必修 博士論文課題演習Ⅰ (2単位) 必修 博士論文課題演習Ⅱ (2単位)	4
	専門基礎科目	高度指導者 教養育成科目	選択必修 国際インターンシップ (1単位) 選択必修 コーチングの哲学と倫理 (1単位) 選択必修 最先端スポーツ科学理論 (1単位)
修了単位数			14
・上表に基づき14単位（必修6単位を含む）以上を取得し、博士論文の審査および最終試験に合格すること。			

## (5) 履修科目の登録

履修しようとする授業科目については、学年の初めに履修計画等について十分に指導教員等と相談の上決定し、次により履修登録を行うこと。

なお、この履修登録の手続きを怠ると、当該授業科目を履修する意志がないものとして取扱うので、十分注意すること。

1) 下記の期間内に手続きを行うこと。

### ① 履修登録期間

各学期初めの履修登録期間に、授業時間割に基づき当該年度内に履修しようとするすべての授業科目（後期開講科目、集中講義科目及び学外実習を含む。）について履修登録を行うこと。なお、後期の履修登録期間には、後期開講科目のみ登録できる。

### ② 履修登録変更期間

履修登録後に変更が生じた場合は、各学期にある履修登録変更期間に、履修登録した授業科目の変更を行うこと。ただし、後期の履修登録変更期間には、後期開講科目のみ変更できる。（前期開講科目及び通年開講科目の変更はできない。）

※ 具体的な日程については、表紙裏の「令和7年度学年暦」を参照すること。

2) 手続きは、次のとおりとする。

① 学内のパソコンからWebシステムである「教務システム」へログインし、授業科目を選択の上、登録を行う。

② パソコンによる履修登録後、「履修登録確認表」をプリントアウトし、TAの勤務がある者は担当時間の記入および指導教員の確認を受け、担当係へ提出する。

※やむを得ない事情によりWebシステムである「教務システム」から履修登録ができない場合は、「履修登録表」に履修登録を行う授業科目等を記載の上、指導教員の確認を受けて、提出すること。

3) 留意事項

① 既に修得した科目については、再度履修登録することはできない。

② 同一時間帯に開講される科目は、重複して履修登録することはできない。

## 3. 試験および単位の認定

### (1) 試験

試験は、筆記又は口述その他の方法で、原則として毎学期末に行う。

なお、試験の期日等は事前に担当教員より周知する。

### (2) 成績の評価および単位の認定

成績の評価は、担当教員が試験結果および履修状況を総合して判定し、次のとおりA+、A、B、CおよびDの5段階に分けて評価を行う。評価A+～Cについて、所定の単位を認定する。なお、成績は、各学期の終了後に通知する。

評語	評点	評価基準	摘要
A+	90点～100点	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績を修めている。	合格とし、単位を認定する。
A	80点～89点	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている。	

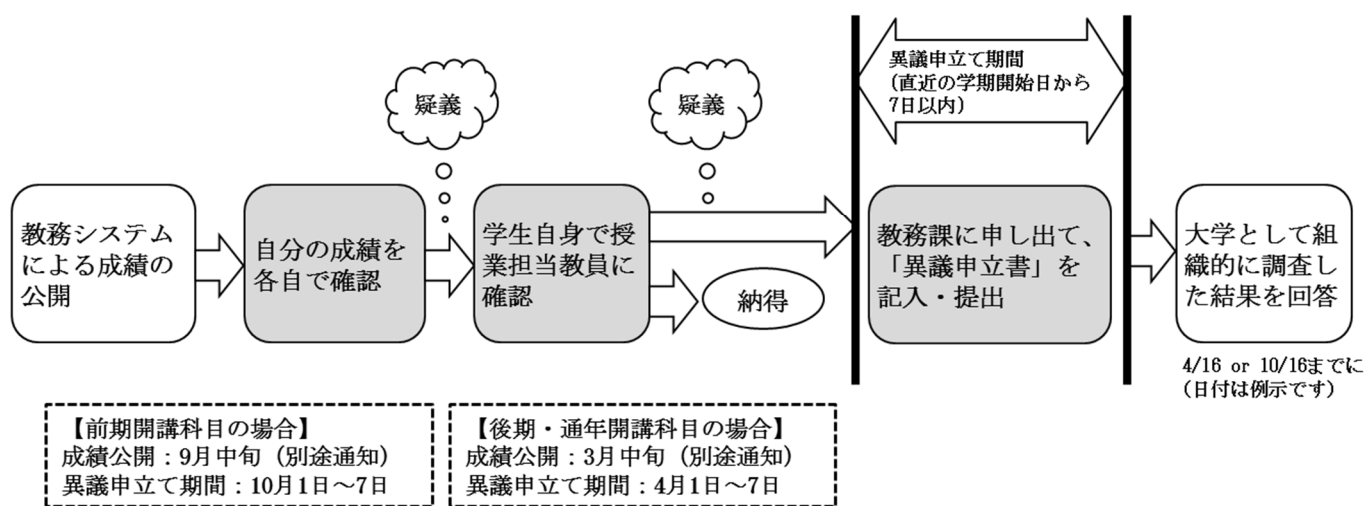
B	70点～79点	到達目標を達成している。	
C	60点～69点	到達目標を最低限達成している。	
D	59点以下	到達目標を達成していない。	不合格とし、単位を認定しない。

### (3) 成績評価について疑義があった場合の異議申立てについて

厳格な定期試験等の成績評価を担保するため、成績評価に疑義があった場合、成績等への異議申立てを行うことができる。申合せの概要については、以下のとおり。

- ① 公開された成績を確認し、疑問がある場合、まずは、授業担当教員に直接確認を行うこと。  
(非常勤講師が担当する科目の場合は、教務課へ申し出ること。)
- ② 上記①の結果、得られた回答に疑義が残る場合は、直近の学期開始日から7日以内に教務課に申し出て、「異議申立書」を提出することができる。(※①の確認を行わないと「異議申立書」の提出はできない。)
- ③ 提出された「異議申立書」については、組織的に内容を調査し、異議申立て期限日から10日以内に本人あてに回答を行う。なお、10日以内に回答できない場合は、回答できない理由を説明する。
- ④ 異議申立てに対する回答内容について、さらに疑義がある場合は、再異議申立てができる。

### 手続きのイメージ(例)



なお、本取扱いは鹿屋体育大学開設科目分に限りませんので、筑波大学開設科目分については、各自、授業担当教員へ問い合わせ下さい。

#### 4. QE (=Qualifying Examination : 博士論文研究能力審査)

本共同専攻では、大学体育スポーツ現場の教育指導と研究の循環を効果的に行える、学術的職業人としての体育教員（以後、高度大学体育スポーツ指導者）を養成することを目的としている。そのために、従来の博士論文作成重視の教育課程でなく、「実践的教育能力」、「実践的研究能力」、「高度指導者教養」、「博士論文研究能力」を育成するコースワーク重視の教育課程を編成している。そして、これらの能力が育成されているかを2年次5月以降に審査し、博士論文の作成へ繋げることにしている。

従って、2年次5月以降に実施される博士論文研究能力審査（QE : Qualifying Examination）は、博士論文の提出に向け、高度大学体育指導者として求められる「実践的研究能力」および「実践的教育力」等の到達度を審査することが目的となる。

詳細については、別途配付する実施要項等を参照のこと。

#### 5. 学位論文の提出および最終試験等

学位論文は、指導教員の指導を受けて作成し、学長へ提出することとなっている。

学位論文の提出にあたっては、次の事項に十分留意し、提出すること。

##### (1) 学位論文の申請基準

課程博士として、学位論文審査を願ひ出するには以下のすべてに該当する必要がある。

- ①本専攻に3年以上在籍した者または在籍見込みであり、博士論文研究能力審査（QE : Qualifying Examination）に合格して「博士論文課題演習Ⅱ」の単位を修得している、または当該年学年末までに修得見込みであること。
  - ②実践的教育能力育成科目（1単位以上）、実践的研究能力育成科目（1単位以上）、博士論文研究能力育成科目（4単位）、高度指導者教養育成科目（1単位以上）の中から合計14単位を修得している、または当該年学年末までに修得見込みであること。
  - ③大学体育スポーツ高度化共同専攻に係る博士論文の提出条件に関する申合せ第2条に規定する学術研究団体が発行した学術雑誌に掲載された学術論文が1編以上掲載可となっていること。
  - ④予備審査会において論文の内容を公表し、予備審査委員会の審査に合格していること。
- なお、申請する学位論文は原則として、インターネットによる公開を前提として作成され、諸手続を経ている、もしくは経ることができるものとする。

##### (2) 予備審査会

###### ①申請手続き

原則として公開で10月～11月の期間に開催する。

予備審査会には、掲載または掲載可である査読付きの学術論文（筆頭著者）が1編以上そろった段階で申請できる。

予備審査会の開催を希望する学生は、主指導教員の承認を得て教務・学生委員会に、9月中に予備審査会申請書（1部）、論文概要（A4判で4000字以内）（本籍筑波学生は5部、本籍鹿屋学生は4部）、参考論文（本籍筑波学生は5部、本籍鹿屋学生は4部）を提出する。予備審査会申請書を提出した学生は、予備審査会の2週間前までに学位論文（仮製本4部）を教務課担当係へ提出する。

## ②発表内容と審査

予備審査会では、30分で学位論文の内容を報告し、その後質疑応答を行う。

予備審査委員会は、提出された学位論文の内容を、大学体育スポーツ高度化共同専攻学位論文予備審査基準に基づいて審査し、学位論文審査会へ進むことの可否を決定する。

## (3) 学位論文審査会

### ①申請手続き

公開で12月～1月の期間に開催する。

学位論文審査会の開催を希望する学生は、教務・学生委員会が指定する期日までに、主指導教員の承認を得て大学体育スポーツ高度化共同専攻事務局に、下記書類を提出する。

<input checked="" type="checkbox"/>		鹿屋様式	筑波様式
<input type="checkbox"/>	学位論文審査願	1部	1部
<input type="checkbox"/>	学位論文 1編	正本1部、副本4部	
<input type="checkbox"/>	参考論文 1編	5部	
<input type="checkbox"/>	論文概要	5部	2部
<input type="checkbox"/>	論文目録	2部	2部
<input type="checkbox"/>	履歴書	2部	2部
<input type="checkbox"/>	許諾書	1部	—
<input type="checkbox"/>	インターネット公表に関する申出書	—	1部
<input type="checkbox"/>	論文公正に関する確認書	—	1部

### ②発表内容と審査および最終試験

学位論文審査会では、30分で学位論文の概要を発表し、その後質疑応答および最終試験を行う。

学位論文審査委員会は、申請者の単位修得の確認、学位論文の審査および最終試験の合否判定を行う。

## 6. 課程の修了

3年制博士課程を修了するための要件は、標準修業年限以上在学し、所定の単位を14単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受け学位論文の審査および最終試験に合格することである。

なお、課程修了の可否については、前述の学位論文審査委員会の報告に基づき、研究科委員会が審議決定し、学長が認定することとなっている。

また、優秀な業績をあげた者は、早期修了が可能である。早期修了を希望する者は、履修登録をする前に、必ず指導教員および担当係に相談および申し出ること。

## 7. 学位の授与

本学大学院体育学研究科3年制博士課程大学体育スポーツ高度化共同専攻を修了した者には、「博士（体育スポーツ学）」の学位を授与する。

なお、3年制博士課程大学体育スポーツ高度化共同専攻については筑波大学および鹿屋体育大学連名の学位記となる。